

番号	3. (2) ①
項目	<p><u>特区民泊制度の継続と悪質業者への厳正な取り締まり</u> <u>住民の懸念には向き合いながらも、健全な事業者が継続できるような制度を存続させるとともに、違法民泊や騒音・ゴミ問題といった悪質な業者を厳正に取り締まる体制を強化すること。</u></p>
(回答)	
(下線部について回答)	
	<p>特区民泊については、増加する苦情や生活環境への悪影響の拡大防止に向け、必要な制度改正を実現するとともに、監視指導体制を強化するため、令和8年5月29日をもって新規受付及び認定済みの特区民泊施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定申請の受付を終了する方針です。</p> <p>なお、受付終了日以降も、受付終了日以前に認定を受けている特区民泊は従来どおり営業可能です。また、受付終了日以前に申請し、令和8年5月30日以降に認定を受けた場合、受付終了日以前に認定を受けている特区民泊と同様に営業可能です。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156

番号	3. (2) ①
項目	特区民泊制度の継続と悪質業者への厳正な取り締まり 住民の懸念には向き合いながらも、健全な事業者が継続できるような制度を存続させるとともに、 <u>違法民泊</u> や騒音・ゴミ問題といった <u>悪質な業者</u> を厳正に取り締まる体制を強化すること
(回答)	
(下線部について回答)	
	<ul style="list-style-type: none"> 違法民泊に対しては、現在、違法民泊指導実働部隊において指導を行っています。引き続き、事業者に対し新法民泊の届出又は旅館業許可の取得を促し、適法民泊へと移行させる指導を続けてまいります。 適法民泊に対しては、9月30日の民泊PTにおいて、監視指導を強化し、苦情発生の防止につなげていくことを目的に、11月に保健所に『迷惑民泊根絶チーム』を新設することが決定しました。 根絶チームでは全民泊施設の営業実態調査を行い、重点的に監視すべき施設を洗い出します。監視により違反が見つかった場合は、現行法令に基づき、事業者に徹底した指導を実施し、指導に従わない、改善が見られない悪質な事業者には改善命令、認定取消し等の行政処分を行ってまいります。
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話 : 06-6208-9981

番号	3. (2) ①
項目	<p>特区民泊制度の継続と悪質業者への厳正な取り締まり</p> <p>住民の懸念には向き合いながらも、健全な事業者が継続できるような制度を存続させるとともに、<u>違法民泊や騒音・ゴミ問題といった悪質な業者を厳正に取り締まる体制を強化すること。</u></p>
(回答)	
(下線部について回答)	
	<p>特区民泊施設から排出されるごみは事業活動によって生じた廃棄物（事業系ごみ）に該当するため、廃棄物処理法に基づき、民泊事業者は自らの責任において収集事業者と契約する等により廃棄物を適正に処理する必要があります。しかし、特区民泊施設の近隣住民がごみを排出する場所に排出されるなど不適切な処理事例がみられており、苦情が発生した際には本市から民泊事業者に対して指導を実施しています。</p> <p>今後、民泊事業者に対しては、健康局で実施予定の営業実態調査において、収集事業者との契約やごみ保管庫の設置にかかる実施状況の把握を行い、実施できていない民泊事業者に対しては、ごみの適正処理に向け、環境局から指導を実施する予定としています。</p>
担当	環境局 事業部 一般廃棄物指導課 電話：06-6630-3271

番号	3. (2) ②
項目	<p>代替策としての補償措置 制度を廃止せざるを得ない場合、投資額および逸失利益を考慮した適切な補償制度を創設すること。</p>
(回答)	
	<p>特区民泊にかかる本市対応方針については、廃止ではなく、増加する苦情や生活環境への悪影響の拡大防止に向け、必要な制度改正を実現するとともに、監視指導体制を強化するため、新規受付及び認定済みの特区民泊施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定申請の受付を終了することに決定しました。</p> <p>新規受付を終了するにあたり、事業計画の変更が必要な事業者も想定されることから、一定の経過措置期間を確保し、令和8年5月29日をもって前述の受付を終了します。</p> <p>なお、受付終了日以降も、受付終了日以前に認定を受けている特区民泊は従来どおり営業可能です。また、受付終了日以前に申請し、令和8年5月30日以降に認定を受けた場合、受付終了日以前に認定を受けている特区民泊と同様に営業可能です。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156

番号	3. (2) ③
項目	<p>協議の場の設置 本件について貴市と事業者が直接対話できる協議の場を速やかに設けること。</p>
(回答)	
	<p>団体からの要請があれば、「団体との協議等のもち方に関する指針」に基づき、協議等の場を設定します。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156

番号	3. (2) ④
項目	<p>賃貸から民泊への増室申請における期限撤廃</p> <p>現在一部が賃貸として利用されている既存の集合住宅については、全戸を特区民泊とする当初の事業計画を完遂するため、賃貸から民泊への用途変更に伴う申請について、期限を設けないよう求めます。</p>
(回答)	
	<p>新規受付の終了に至った背景に鑑み、認定済みの特区民泊施設の居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定申請についても、令和8年5月29日をもって受付を終了する方針です。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話 : 06-6469-5156